

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間及び平成11年11月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで  
② 平成11年11月から12年3月まで

結婚後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、市役所から送られてくる納付書で、夫婦の国民年金保険料を私が納付していた。納付が遅れると督促がきていたので、未納月は分かっていた。年度が替わると、持っている納付書では納められないので、別の納付書で納めていた。

申立期間について、国民年金保険料を納めていたので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の夫婦の国民年金保険料を申立人が納めており、納付が遅れたとしても過年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、特殊台帳及びオンライン記録から、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、結婚後の夫婦の国民年金保険料をほぼ定期的に納付していたが、納付が遅れた場合でも送られてきた納付書でまとめて納めていたと陳述しており、特殊台帳及びオンライン記録からも複数回の過年度納付が確認できることから、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間①は3か月、申立期間②は5か月と短期間であり、申立期間について、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みであることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①及び②の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

加えて、当初未納の記録とされていた申立期間②に近接する平成 13 年 2 月及び同年 3 月の申立人の国民年金保険料について、申立人の所持する平成 12 年度の国民年金保険料領収証書により保険料を納付したことが確認できるとして、平成 21 年 11 月 12 日に納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和61年2月に会社を退職後、しばらくたった、恐らく同年4月頃に、A市役所の国民年金課の窓口で国民年金への加入手続きを行い、同時に、その場で職員に発行してもらった納付書に、申立期間の国民年金保険料（8万円を超える程度の現金）を添えて1年分を前納し、領収書もらった。

その際、A市の職員が、私の国民年金手帳に誤って資格取得日を「昭和61年2月1日」と記入した後、すぐに「今月から加入してもらわないと。」と言って、訂正印を押した上で、資格取得日を「昭和61年4月1日」に訂正したことを鮮明に記憶している。

当時の領収書は既に手元に無いが、加入当初に1年分の国民年金保険料をまとめて納付したことを確かに記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、オンライン記録を見ると、12か月と比較的短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和45年1月6日に払い出されている上、オンライン記録、A市の電算記録及び申立人の所持する国民年金手帳のいずれを見ても、申立期間は、国民年金の加入期間であることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を61年4月当時に前納することは可能である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況を鮮明に記憶している上、前納したとする金額は、当時の前納した場合の金額とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年3月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は定かではないが母が行った。当時、自宅兼事業所において家族で店を経営していたので、国民年金保険料は集金人が訪れた時に、主に母が支払っていたはずである。加入後、恐らくは毎月、自宅又は店舗に来る集金人に家族の分の保険料を納付し、領収書ではなく、用紙に認印を押してもらっていた記憶がある。

申立期間については、家族のうち誰かが納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。それとともに、同時期にA市B町内で納付済みなのに未納とされている人がほかにもいると思うので、併せて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月1日にC市で払い出されていることに加え、同市の国民年金被保険者名簿からは、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得届が同年11月28日に提出されたことと、その際に、資格取得日を39年8月17日に遡及して設定した状況がうかがえることから、申立人の加入手続は、41年11月28日になされたものと推認できる。この場合、申立期間のうち、同年4月から42年3月までの国民年金保険料は、前述の国民年金の加入手続時点では、現年度保険料であり、集金人に対して納付可能であった。

また、申立期間についてオンライン記録を見ると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父母の納付記録は、いずれも納付済期間とされていることが確認できる。これらの状況から、申立人の父母が、集

金人からの請求に応じて家族分の保険料の納付を行っていたとすると、昭和41年11月に申立人の加入手続を行いながら、当時、集金人に納付可能であった同年4月から42年3月までの保険料について、申立人についてのみ保険料の納付を行わず、未納期間の発生を看過し続けることは不自然であり、申立人に係る当該期間の保険料については、申立人の父母により、集金人に対して納付されていたと考えるのが自然である。

一方、前述の加入手続時点では、申立期間のうち、昭和39年8月及び同年9月の国民年金保険料は、時効により制度上既に納付することはできず、また、過年度納付が可能な同年10月から41年3月までの保険料については、過年度保険料となることから、現年度保険料しか取り扱わないとする集金人が収納したとは考え難い。

さらに、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の大部分の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっている上、申立人の父親は高齢であり、当時の事情を聴取することは困難であるとのことから、申立期間の保険料納付をめぐる状況は不明である。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年7月まで

私は、昭和36年9月に勤務を辞めて1年ぐらいした頃、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

それ以来、国民年金保険料は、自分で1年分又は2年分ごとにまとめて区役所内の会計窓口で納付していた。

私は、国民年金に加入中は全て国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の1年間だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月17日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得して以降、国民年金保険料の納付を開始しており、44年8月1日に同資格を喪失する直前の申立期間の1年間が未納期間となっている。

しかしながら、申立人のオンライン記録を見ると、当該任意加入被保険者の資格喪失日の記録は、国民年金法が改正された昭和61年4月1日付けで申立人が第3号被保険者の資格を取得した記録と同時に、同年7月18日に追加されている上、申立人が国民年金に任意加入する以前から、申立人の夫は継続して厚生年金保険被保険者であることを踏まえると、それまで申立人の未納期間であった同法改正前の期間を合算対象期間とするために、期間を遡って当該資格喪失日の記録を追加したものとみるのが自然である。この場合、行政側が申立期間の1年間のみを未納期間として残したまま、資格を喪失させる合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から41年3月まで

時期は覚えていないが、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

ある時、母が集金人に国民年金保険料を納付するのを見て、必要性があるのか疑問に思い、母に尋ねると、「将来を考えて納付している。」と返答があり、感心した記憶がある。

また、夏頃であったと思うが、母から、「国民年金保険料を、遡って納付してきた。」として、私の分の領収書を見せられ、わざわざ区役所に行ってみてまで手続してくれ、金融機関で納付してくれたのかと、母に大変感謝したことなどが記憶にある。

母は亡くなっており、私の記憶も定かではないが、申立期間に係る私の国民年金保険料を母が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、昭和41年6月の適用特別対策事業の時期に、申立人のものと推認できる国民年金手帳記号番号が、A市B区において払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、39年1月から41年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することは可能である。

また、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料について、A市B区役所に出向き、過年度納付書を入手して、金融機関で納付したとして、ノート半分ほどの大きさの領収書数枚を見せられたと陳述しているところ、当時、A



市では、適用特別対策事業として職権で国民年金手帳記号番号が払い出された者に対しては、納付可能な過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが、当時の資料等により確認でき、陳述内容と符合する。

さらに、申立人は、昭和42年5月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している一方、国民年金保険料については、申立期間直後の41年4月から国民年金被保険者資格を喪失する前月の42年4月まで、全て納付していることが確認でき、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の年金制度に対する関心及び納付意識の高さがうかがえる。

これらのことを踏まえると、年金制度に対する関心及び納付意識の高い申立人の母親が、申立期間のうち、過年度納付が可能な昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料について、未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のB区において払い出された国民年金手帳記号番号の手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和38年5月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和38年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付等に関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、申立期間のうち、昭和38年5月から同年12月までの保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年4月及び同年5月は22万円、同年6月から15年3月までは20万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から18年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から19年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年4月及び同年5月は22万円、同年6月から15年3月までは20万円、同年4月から同年

9月までは26万円、同年11月から16年3月までは26万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から17年11月までは19万円、18年1月から同年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年10月及び17年12月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、給与明細書で確認できるそれぞれの前後の期間の保険料控除額が同額であることから、15年10月は26万円、17年12月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、申立期間について、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額 17 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A 社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書から、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、D社グループの企業に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社C部門から同社E部門へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

F社が管理する人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C部門から同社E部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社E部門が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和30年7月1日であることから、同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社からB社へ出向した時期であり、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社が保管するA社に係る人事記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(平成元年4月1日にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年2月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が資格喪失日を平成元年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 27 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賃金台帳が会社に保管されているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月27日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賃金台帳が会社に保管されているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を51万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月27日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賃金台帳が会社に保管されているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、51万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を51万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月27日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賃金台帳が会社に保管されているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、51万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月27日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賃金台帳が会社に保管されているので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、59万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月18日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和56年4月18日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録等から、申立人が、申立期間のうち、昭和56年5月1日から同年6月1日までの期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当社では、申立人のような中途入社の人については試用期間を設けておらず、入社後すぐに厚生年金保険に加入させている。申立人が当社B支社C職として入社したことなどを併せて考えると、本来なら申立人の資格取得日を昭和56年5月1日とすべきところ、何らかの事情により誤って同年6月1日と届け出たと思われる。当時の関連資料は残っていないが、申立人の雇用保険の加入状況などから判断すると、同年5月の保険料は控除していたと思われる。」としている。

さらに、A社が加入しているD国民健康保険組合の記録を見ると、申立人は、昭和56年5月1日に同健康保険組合で被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員のうち4人について雇用保険の加入記録を確認したところ、4人共に両保険の資格取得日は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、勤務の確認できる昭和56年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を社会保険事務所に誤って届け出たと思われるとしていることから、事業主が昭和56年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年4月18日から同年5月1日までの期間については、A社は、「当社の人事記録によると、申立人の入社日は昭和56年5月1日であり、同日以前は勤務していない。」としている。

また、元従業員からも、申立人の当該期間における勤務をうかがわせる陳述は得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和56年3月に入社し、退職する平成2年5月までの期間は『B事業所』において、夫婦でC業務に従事していた。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社名はA社、D社と変わっているが、A社の資格喪失日が昭和59年5月31日、D社の資格取得日は同年6月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。A社とD社は関連会社であり、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、D社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地が、A社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、D社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名は全て、A社から転籍した者であることが確認できることから、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からD社へと社名が変更されたが、勤務場所、業務内容及び勤務形態など全て変更もなく、申立期間前後の期間も同じように勤務していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、「当時、当社E支社の全社員がD社に転籍することとなっ

たが、これらの社員は一旦退職することもなく、両社に継続して勤務していたはずである。」旨を回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、A社E支社の全社員がD社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社であるA社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚15名のうち、回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月5日は62万円、16年12月10日は60万5,000円、17年12月25日は78万1,000円、18年8月10日は120万円、同年12月10日は100万円、19年8月10日は80万円、同年12月10日は110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年8月10日  
⑤ 平成18年12月10日  
⑥ 平成19年8月10日  
⑦ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に、未届けとなっているが、A社が保管する給与支払明細書によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する



法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月5日は62万円、16年12月10日は60万5,000円、17年12月25日は78万1,000円、18年8月10日は120万円、同年12月10日は100万円、19年8月10日は80万円、同年12月10日は110万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月5日は62万円、16年12月10日は60万5,000円、17年12月25日は68万3,000円、18年8月10日は80万円、同年12月10日は75万円、19年8月10日は70万円、同年12月10日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年8月10日  
⑤ 平成18年12月10日  
⑥ 平成19年8月10日  
⑦ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に、未届けとなっているが、A社が保管する給与支払明細書によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月5日は62万円、16年12月10日は60万5,000円、17年12月25日は68万3,000円、18年8月10日は80万円、同年12月10日は75万円、19年8月10日は70万円、同年12月10日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月5日及び16年12月10日は8万円、17年12月25日は7万9,000円、18年8月10日は15万円、同年12月10日は10万円、19年8月10日は5万円、同年12月10日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年8月10日  
⑤ 平成18年12月10日  
⑥ 平成19年8月10日  
⑦ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に、未届けとなっているが、A社が保管する給与支払明細書によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月5日及び16年12月10日は8万円、17年12月25日は7万9,000円、18年8月10日は15万円、同年12月10日は10万円、19年8月10日は5万円、同年12月10日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月5日は30万円、16年12月10日及び17年12月25日は29万3,000円、18年8月10日は40万円、同年12月10日は35万円、19年8月10日及び同年12月10日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年8月10日  
⑤ 平成18年12月10日  
⑥ 平成19年8月10日  
⑦ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に、未届けとなっているが、A社が保管する給与支払明細書によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月5日は30万円、16年12月10日及び17年12月25日は29万3,000円、18年8月10日は40万円、同年12月10日は35万円、19年8月10日及び同年12月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月5日は15万円、16年12月10日及び17年12月25日は14万7,000円、18年8月10日は25万円、同年12月10日は20万円、19年8月10日及び12月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年8月10日  
⑤ 平成18年12月10日  
⑥ 平成19年8月10日  
⑦ 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に、未届けとなっているが、A社が保管する給与支払明細書によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する



法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月5日は15万円、16年12月10日及び17年12月25日は14万7,000円、18年8月10日は25万円、同年12月10日は20万円、19年8月10日及び同年12月10日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月5日、16年12月10日、17年12月25日、18年8月10日、同年12月10日、19年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは30円、同年4月から22年5月までは120円、同年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から23年8月頃まで

母の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日が不明であるとの回答を受けた。申立期間において、母はA社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人が昭和23年8月頃までA社で勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と名字及び生年月日のうち、日のみが異なる被保険者記録(資格取得日は昭和18年8月28日、資格喪失日は記載なし)が確認でき、当該記録は、オンライン記録において基礎年金番号に未統合となっている。

一方、当該未統合記録の被保険者の名字は、申立人の現姓及び旧姓と異なる「B」となっているところ、戸籍等では申立人がB姓であったことは確認できない。しかし、申立人の子が、申立人の事実上の養母の嫁ぎ先がB姓であったとしているところ、戸籍の記録から、申立期間後ではあるものの、当該養母が

B姓となっていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時にB姓を名乗っていても不自然ではなく、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認できる。

また、A社は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該時点のものとみられる同社に係る前述の被保険者名簿において記録の有る9人の被保険者（申立人を含む。）全員について、資格喪失日が記録されていないこと及び同年1月に標準報酬月額が改定された記録が有ることが確認できる。さらに、当該9人のうち厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により同社での記録が確認できる4人（申立人を含む。）については、旧台帳においても資格喪失日が確認できない上、事業所台帳の被保険者増減表においても被保険者の増減は記録されていない。これらのことから、同社において、申立人を含む前述の9人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる同年8月1日までは被保険者資格を喪失しておらず、同日をもって全員が資格を喪失したものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、昭和19年10月から21年3月までは30円、同年4月から22年5月までは120円、同年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは600円とすることが妥当である。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和18年8月28日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日から19年6月1日までの期間については、女子には厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）が適用されず健康保険のみが適用され、また、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、18年8月28日から19年10月1日までの期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（昭和28年12月5日にC社に名称変更。現在は、D社）における資格取得日（昭和28年5月1日）に係る記録を昭和27年12月1日に、C社における資格喪失日（昭和30年1月1日）に係る記録を30年3月1日に、A社における資格喪失日（昭和30年4月20日）に係る記録を同年5月1日に、同資格取得日（昭和31年11月1日）に係る記録を31年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、27年12月から28年4月までは8,000円、30年1月、同年2月、同年4月及び31年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月1日から28年5月1日まで  
② 昭和30年1月1日から同年3月1日まで  
③ 昭和30年4月20日から同年5月1日まで  
④ 昭和31年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、同社には、昭和27年12月に同社B支店の支店長として入社し、申立期間も同支店又は同社E支店で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及びD社提出の退職者一覧台帳から判断すると、申立人がA社B支店で勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の人事担当者は、「申立人は入社時から支店長であり、正社員だった。当時は雇用保険と社会保険は同時に加入させていた。」と陳述

している。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②、③及び④については、雇用保険の記録、D社提出の退職者一覧台帳及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し（申立期間②にA社B支店から同社F本社に異動、申立期間③に同社本社から同社B支店が名称変更したC社に異動、申立期間④に同社からA社F本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社に異動日の記録は保存されていない上、申立人は、「A社ではB支店長又はE支店長として勤務したが、それぞれの事業所での勤務期間等は明確に覚えていない。」としているため、これを確認できないが、i) A社E支店は昭和30年2月1日に、同社B支店は31年10月21日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 申立人の被保険者記録を見ると、おおむね1日付けの資格取得日であること等から判断して、申立期間②は30年3月1日、申立期間③は同年5月1日、申立期間④は31年10月21日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和29年12月並びにA社における30年3月及び31年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日又は喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 21 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間について、賞与の支払と厚生年金保険料の控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年12月21日支給分の賞与に係る賞与支給明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年4月から同年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より著しく低い額にされていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初平成7年4月から同年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年3月1日。以下「全喪日」という。）より後の同年3月21日付けで、7年4月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、雇用保険の離職時賃金日額の記録から、申立期間の一部である離職前の6か月間（平成7年9月頃から8年3月頃まで）において、申立人は、当該遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主により支給されていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の全喪日と同日に被保険者資格を喪失している同社の元従業員4人（申立人を含む。）のうち、申立人以外の1人も、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正手続について、申立人の上司であった元役員は、「当時、手形で支払っていた保険料が決済不能となった際に、事業主が行方不明で

あったため、社会保険事務所の職員の説明を受けて私が同意した。」旨陳述している。

加えて、商業登記の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できるところ、申立人は、「自分は営業担当の従業員であった。」としており、前述の元役員も、「申立人は経理、社会保険事務には関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について7年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成7年4月から同年9月までは41万円、同年10月から8年2月までは38万円）に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D事業所における資格取得日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月1日から43年6月1日まで  
② 昭和49年3月30日から同年8月1日まで

私は、昭和42年6月1日から43年5月31日までA社B事業所に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について同社における厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

その後、A社B事業所は、昭和43年6月1日に独立採算方式により、同社の直営店ではなくなったが、引き続き新しい事業主に雇用されて同じB事業所に勤務した後、同社と同じ事業主が経営していたC社D事業所に異動した。しかし、社会保険事務所の記録では、この異動に伴い、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間②)。

納得できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録並びに申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が事業主を同じくするA社B事業所及びC社D事業所に継続して勤務し(昭和49年6月26日にA社B事業所からC社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における同年2月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とし、同年6月26日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のC社D事業所における同年8月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、C社D事業所は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではない。しかし、申立期間当時の事業主は、「申立期間の従業員は5人であった。」と陳述していることから、同事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社の社員名簿及び退職者台帳を調べたが、申立人の在籍を確認できる記録は見当たらない。また、申立期間当時の厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届の控えを調べたが、申立人の氏名は確認できない。」旨回答している。

また、A社は、「当社では、加入条件を満たす者は、必ず雇用保険に加入させていた。」旨回答しており、申立人が主張する勤務時間等から判断して、申

立人は、雇用保険の加入条件を満たしていたものと考えられるところ、同社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社B事業所の申立期間当時の事業主は、「申立人は、私がA社B事業所の代理店経営を始めてから、採用したと思う。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ昭和43年6月1日であり、同事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から同年10月1日までの期間及び6年4月1日から同年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年4月1日から同年10月1日までの期間は47万円、6年4月1日から同年10月1日までの期間は30万円に訂正することが必要である。

また、平成5年10月1日から8年4月1日までの期間（平成6年4月1日から同年10月1日まで、上記訂正後の期間）については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月1日から8年4月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から8年4月1日まで

私は、昭和62年5月から平成8年3月31日までA社で勤務していたが、5年4月から退職時までの期間に係る標準報酬月額が、私の記憶している当時の給与（47万円）と著しく相違している。

在籍期間中、給与額及び手取額はほとんど変更が無く、保険料も大きな変更はなかったはずである。

調査の上、申立期間について私の記憶する給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、平成5年4月1日から同年10月1日までの期間は47万円と記録されてい

たところ、同年8月26日付けで、同年4月1日に遡って30万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が同年10月1日の定時決定まで継続している。同様に、6年4月1日から同年10月1日までの期間は30万円と記録されていたところ、同年9月16日付けで、同年4月1日に遡って26万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が同年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、平成5年8月26日及び6年9月16日付けで、申立人と同様に、同僚についても標準報酬月額を遡って引き下げる旨の訂正処理が行われている。

さらに、複数の同僚が、「当時、会社の経営状況は悪かった。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、複数の同僚が、「申立人はB業務担当の管理職であった。」旨陳述していることから、申立人が社会保険事務関係の業務に関与していた事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成5年4月1日から同年10月1日までの期間は47万円、6年4月1日から同年10月1日までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日及び6年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、平成5年10月1日から8年4月1日までの期間については、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた上記同僚は、「給与額は、平成4年頃から退職するまで変わらなかった。」と陳述しているところ、当該同僚提出の5年12月及び7年8月の給与振込額は、申立期間前である4年8月の給与振込額とほぼ同額であることから判断すると、申立人についても申立期間前及び申立期間において、給与額及び保険料控除額は、一定であったものと考えるのが相当である。

また、平成5年4月1日付けで関連会社からA社に転籍し、同年11月に同社を退職した同僚の所持する同年5月の給与明細書及び同年分の源泉徴収票から判断すると、同年4月から同年11月までの期間については、保険料控除額及び報酬月額は一定であると推定できることから、給与明細書の無い月についても同年5月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたも

のと考えられるところ、当該保険料額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成5年10月1日から8年4月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間のうち、平成5年10月1日から8年4月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 9701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和52年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和52年3月1日にA社B支店に入社し、同年10月1日に同社B支店がC社として子会社化されたことに伴い、同日付けで同社に転籍した。

申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無いが、親会社のA社から給与が支給され、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の給与明細書及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社の子会社であるC社に勤務し（昭和52年10月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年11月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、A社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月6日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。平成19年8月6日支給の賞与では、標準賞与額38万円に相当する保険料が控除されており、賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、提出した平成19年8月6日支給の賞与明細書(写し)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書(写し)の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、事業主からの回答も無いことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、A社が提出した在籍証明書及び社員名簿並びに事業主の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年10月の給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における同年9月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載した資格喪失日に誤りがあつたとしていることから、事業主が平成19年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 9704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年5月15日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和49年4月1日から正社員として勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の「56年度昇給に伴う予定表」に記載されている「入社年月日」及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間前から学生アルバイトとして勤務していた同社に、大学卒業に伴い昭和49年4月1日から正社員として勤務したことが認められる。

また、A社及び当時の事務担当者は、「採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行はなく、正社員として入社した時点から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していた。」旨を陳述している上、上記「56年度昇給に伴う予定表」に記載がある申立人を含む8人の入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得日はおおむね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月30日から20年9月1日まで

昭和18年4月にB製品の製造工場であったA社に入社し、C業務に従事していたところ、20年4月1日に徴集され、軍隊に入営した。

しかし、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を得た。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は、B製品の製造工場であったA社に勤務し、昭和20年4月に軍隊に入営したとしているが、軍隊兵籍簿及び本籍地名簿によると、申立人は同年4月1日に入隊し、21年1月4日に復員と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は、一旦、昭和18年6月30日と記載され、その後、二重線で抹消され、「⑩1389 喪失取消」との記録が確認できるところ、申立人に係る新たな喪失日の記録は無く、社会保険事務所（当時）における年金記録管理が適切であったとは認め難いほか、申立人のA社における資格喪失日を確認できる資料等も見当たらない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同様に資格喪失日の記録が無い者が一人認められるが、オンライン記録においては、同人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和20年9月1日となっていることが確認できる。

さらに、A社及び同社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間に記録が有り、所在の判明した43人に照会したところ、回答の得られた同僚は、「自身は、赤紙が届いたことにより、昭和19年11月20日に退職して戦地に行った。」と陳述しているが、同被保険者名簿において当該同僚の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年9月1日となっており、召集期間中も被保険者期間となっていることが確認できる。

加えて、当時は、戦時下の労働統制のもと、労務調整令（昭和17年1月10日施行）により、工場労働者の自由な転退職及び解雇が禁止又は制限されている状況であったところ、上述のとおり、A社はB製品の製造工場であったことなどから、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日に入隊するまでの期間も継続して被保険者として勤務していたと考えるのが相当である。

なお、当時の厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間において被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除するとともに、その期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に徴集されていた期間（昭和20年4月1日から21年1月4日まで）については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった昭和20年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和18年5月の社会保険事務所の記録から、80円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年10月5日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、同年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年1月1日まで

私は、昭和20年末又は21年頃から26年5月まで進駐軍に就労し、B事業所、C事業所及びD事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E県内の進駐軍基地に勤務する日本人従業員の労務管理を担当していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日は異なるが氏名が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、資格取得日は昭和24年4月1日と記載されているものの、資格喪失日は記載されていない。

一方、申立人提出のB事業所の在職証明書から、期間は特定できないものの、申立人が昭和23年3月11日以降は同事業所で勤務していたものと推認される。

また、F防衛局が保管しているA社作成の被保険者台帳には、「昭和24年4月1日取得、同年10月5日喪失」と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和24年4月1日及び喪失日は同年10月5日であると認められる。

また、昭和24年4月から同年9月までの標準報酬月額については、A社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年10月5日から26年1月1日までの期間については、申立人提出の写真から、申立人は、少なくとも25年春時点においてはB事業所で勤務していたものと推認される。

しかし、A社は、昭和34年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る前述の被保険者名簿から申立期間に記録の有る287人のうち、生存し所在の判明した同僚13人を抽出調査し、7人から回答を得られたところ、そのうちの2人は申立人を記憶しているとしているものの、申立人の在職期間は分からないとしており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の当該期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和37年10月1日から共済組合に加入する38年3月までA社に臨時社員として勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、当該期間の一部期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C支社長が証明した申立人に係る履歴書から、申立人は、申立期間を含む昭和37年10月1日から38年3月28日までA社に臨時社員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の在籍が確認できる複数の同僚は、「申立期間当時のA社では、臨時社員に任命されると同時に厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している上、同名簿において確認できる当該同僚の被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する臨時社員の発令日と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から同年2月1日まで  
年金事務所の記録では、昭和27年1月1日から同年2月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和25年8月21日から53年3月31日までB社及び同社関連会社のA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の在籍期間証明書及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、申立期間も含めてB社及び同社関連会社のA社に継続して勤務し（昭和27年1月1日にB社D支店からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C支店は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は、「当社に残存している資料から、A社C支店の設立年月日は、昭和21年5月であると思われる。」旨回答している上、B社D支店及

びA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様にB社D支店が適用事業所ではなくなった同年1月1日と同日に被保険者資格を喪失し、A社C支店が適用事業所となった同年2月1日に被保険者資格を取得した者が10人いることが確認でき、そのうち所在が判明した同僚は、「勤務場所は変わったが、勤務形態及び業務内容の変更はなく、同社C支店に継続して勤務していた。」旨陳述していることから、申立期間においてA社C支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和49年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、大学生時代にアルバイトとして働いていた事業所の人に紹介され、昭和49年4月から50年3月までA社に勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る昭和49年分及び50年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間のうち、49年4月から50年1月31日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、上記の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、昭和49年7月31日に支給された申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、9万2,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から50年2月1日までの期間について、A社が提出した申立人に係る昭和49年分及び50年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和50年2月1日から同年3月までの期間について、A社が提出した申立人に係る同年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿には、申立人が同年1月31日の給与支給後に退職した旨の記載が確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社は、「当社に残存する申立人に係る資料は、提出した昭和49年分及び50年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿のみである。」旨回答しているほか、申立人が申立期間のうち、昭和49年4月から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から50年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和49年4月から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から50年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年9月28日から同年12月28日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は、同年9月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年8月1日から同年9月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C部門における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月1日から同年12月28日まで  
② 昭和27年1月31日から同年6月20日まで  
③ 昭和27年8月1日から同年9月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、進駐軍D事業所に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和25年11月から33年7月まで、E職として継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和26年12月28日と記録されているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険台帳記号番号払出簿

を見ると、申立人の取得日は、いずれも、同日よりも前の同年9月28日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間は、進駐軍D事業所内の勤務していた。」と陳述しているところ、同僚の一人は、「朝鮮戦争下の昭和26年に、申立人と一緒に進駐軍D事業所内で勤務した。同事業所では、一度退職すると、再就職することは難しかった。」と陳述していることから、申立人が申立期間もD事業所で勤務していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和26年9月28日であると認められる。

また、昭和26年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年9月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和26年1月1日から同年9月28日までの期間については、進駐軍労務者を管理するA社に係る厚生年金保険被保険者記録を継承する防衛省F防衛局は、「進駐軍D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の一部をG県から引き継いでいるが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。」と陳述している。また、上記の同僚は、B社C部門において、申立期間後の27年8月1日に資格を取得していることが同C部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録においても、当該同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、このほかに、申立人の当該期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情は見当たらないため、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も進駐軍D事業所内で勤務し（昭和27年8月1日にB社H部門から同C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C部門における昭和27年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た



らないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人提出の職場の集合写真から、申立人が申立期間も進駐軍D事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、F防衛局は、上記のとおり、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない旨陳述しているため、同局から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚4人は、いずれも、死亡又は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できないほか、当該4人は、いずれも、オンライン記録において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成9年10月31日まで勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、A社提出の社員名簿及び出勤簿、雇用保険の記録並びに事業主の陳述から、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成9年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日が平成9年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するB社において、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、C健康保険組合発行の健康保険資格証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、B社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日が昭和47年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月10日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳等によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の役員報酬台帳兼所得税源泉徴収簿等により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《標準賞与額》別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9713	男		昭和16年生		150万円
9714	男		昭和45年生		110万円
9715	男		昭和29年生		140万円
9716	男		昭和25年生		130万円
9717	男		昭和30年生		100万円
9718	男		昭和23年生		90万円
9719	男		昭和28年生		110万円
9720	男		昭和26年生		105万円
9721	男		昭和24年生		95万円
9722	男		昭和18年生		90万円
9723	男		昭和20年生		88万円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年4月までの期間、同年5月から50年4月までの期間及び52年5月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月から49年4月まで  
② 昭和49年5月から50年4月まで  
③ 昭和52年5月から55年3月まで

私は、昭和42年からA店に勤務しており、B国民健康保険の保険料及び国民年金保険料を給料から天引きされていた。49年5月31日に国民年金の資格を喪失したことになるが、50年5月までA店に勤務しており、保険料も納付していたはずだ。途中で中断するような説明を受けていないし、給与が変動した記憶もない。

昭和50年5月からは、将来、保障がいいから切り替えると説明を受けて、経営者が同じC店に籍を置いて、厚生年金保険に加入した。私は、C店及びA店の両方の仕事を兼務していた。

昭和52年4月にA店及びC店を退職して、D市の実家に戻った。その後、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。保険料は実家に来ていた地域の代表が集金していた。集金の際には、所持していた台帳に記入していたが、領収書等はくれなかった。この地域では不正があったと聞いている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は勤務していたA店が給料から天引きをして納めており、申立期間③の保険料は申立人の母親が納めていたと申し立てている。

申立期間①及び②について、申立人の国民年金の資格に関する記録を見る

と、E市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人は、昭和46年6月8日に国民年金の被保険者資格を取得し、49年5月31日に資格を喪失した後、国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、申立期間①は国民年金の加入期間であり、国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和50年5月からはA店と経営者が同一人であったC店の厚生年金保険に加入したが、同年4月までは同店に勤務し、同店が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人と同時期にC店の厚生年金保険に加入した被保険者4名のうち、住所履歴等から申立人と同様の条件にあったと思われる被保険者の状況を見ると、申立人と同様に47年4月から国民年金保険料の現年度納付が開始され、申立期間①が未納、申立期間②が未加入、50年5月から厚生年金保険に加入の記録となっている被保険者が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②における国民年金の加入手続、喪失手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立期間当時に勤務していたA店は、現在は存在していないため、当時の状況を確認することはできない。

申立期間③について、国民年金の資格に関する記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和49年5月31日に被保険者資格を喪失した後、国民年金に加入した記録は見当たらないため、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間③は35か月と長期間である上、この間、申立人はD市及びF市に住民登録していることが確認できるところ、このような長期間にわたり、異なる行政機関において連続して保険料収納及び納付記録の管理について事務的過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間③における国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、59年9月から61年3月までの期間及び同年5月から62年7月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から57年7月まで  
② 昭和59年9月から61年3月まで  
③ 昭和61年5月から62年7月まで

私は、昭和52年8月に会社を退職したとき、国民年金に加入し、翌月からの国民年金保険料を元妻がA市の女性の集金人に納付していた。

申立期間②及び③は、昭和57年7月頃、集金人が元妻に「全て国民年金が追いついたので、昭和57年8月以降5年間を免除にする。」と説明していたのを聞き、同年8月から62年7月までの5年間は免除してもらったと理解していた。

申立期間①が申請免除、申立期間②及び③が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は申立人の元妻が集金人に納付していたとし、申立期間②及び③の国民年金保険料は申請免除とされているはずであると申し立てている。

申立期間①について、申立人及び一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻の納付に関する記録を見ると、それぞれの特殊台帳から、ともに申立期間①を含む昭和53年1月から58年3月までの期間が申請免除となることが確認できる上、A市の被保険者名簿からも、同様に申請免除となることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、国民年金及び国民健康保



険を合算した保険料額を集金人に納付していたと陳述しているが、A市では、国民年金保険料と国民健康保険料を合わせて収納することはなかったと説明しており、申立人の陳述とは符合しない。

申立期間②及び③について、申立人及びその元妻の納付に関する記録を見ると、特殊台帳から、昭和53年1月から58年3月まで申請免除の後、同年4月から60年3月までは未納の記録になっていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録からも、申立期間②及び③の国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、集金人が元妻に「全て国民年金が追いついたので、8月以降5年間を免除にする。」と説明したと申し立てているところ、申請免除は年度ごとに被保険者の経済状況に応じて承認するものであり、集金人が今後の申請免除を約束することは、制度上、考え難い。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の納付については55か月、免除については34か月であり、このような長期間にわたり保険料の納付記録及び申請免除の記録に連続して過誤が生じたとは考え難い上、申立人は、申立期間①、②及び③における免除申請手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元妻とは離婚しているため、当時の具体的な陳述を得ることはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付及び免除手続が行われた可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの期間及び同年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から48年3月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、請負で写真を撮っており、母から国民年金に加入するように勧められても手続を行わなかったため、母が代理で加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた。

24歳の頃からは、自分で国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は母親が納付し、24歳の頃からは申立人自身が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿より、昭和50年12月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、44年7月頃に申立人の母親が加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金の資格取得日が昭和48年4月1日である記録と、収納欄には同年3月の欄に「この月まで納不要」の印が確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳、オンライン記録及びA市の被保険者名簿でも国民年金の資格取得日は同年4月1日となっていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の

納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人は、24歳の頃からは申立人自身がA市役所で国民年金及び国民健康保険の保険料を一緒に納付していたと陳述しているが、保険料額及び納付状況等は覚えておらず、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを酌み取ることはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、A市役所又はB社会保険事務所（当時）から来たのかは分からないが、女性の集金人が国民年金の加入を勧めに来たので加入した。社会保険事務所（当時）の記録を見ると、国民年金の資格取得年月日が昭和36年4月1日になっているので、この時に住んでいたA市で加入手続を行った。加入した時に国民年金手帳をもらったと思うが、現在は紛失して持っていない。

申立期間の国民年金保険料は、その集金人に納付した。納付すると国民年金手帳にスタンプを押していた記憶はあるが、保険料額の記憶及び何か月分ずつ納付していたかの記憶はない。

昭和37年頃に、同じ集金人が来て、「65歳で満額の国民年金をもらうのには、2年分の国民年金保険料を納付する必要がある。」と言われて、言われるままに、その場で2年分の国民年金保険料を渡した。納付した保険料額及びどの期間の納付であったかの記憶はないが、遡っての納付だったと思うので、申立期間のうち、2年分の保険料は二重に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。また、申立期間のうち、2年分ほどの保険料は二重に納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間のうち、2年分の保険料は、37年頃に二重に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和47年8月2日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出

簿から確認できるとともに、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年10月頃に加入手続を行ったものと推定できる上、申立人の国民年金手帳は、40歳であった同年10月31日に発行されていることが、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳から確認できることから、36年4月に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない。また、この加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人のC市の国民年金被保険者名簿には、昭和42年4月から47年3月までの5年間の国民年金保険料の収納年月日について、「現納」「48.2.19」とスタンプにより記録されており、その収納年月日の時点において時効により過年度納付できない期間が含まれているが、申立人の国民年金の受給権確保のために、申立人が35歳となる年度の42年4月まで遡って納付が勧奨されたと推測できることから、申立人が集金人に納付したとする保険料はこの期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5331 (事案 2058 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年12月まで

私は、昭和44年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付し、その都度手帳に押印してもらい領収書のようなものを国民年金手帳に貼っていた。申立期間当時の手帳は保管しておらず、新たな資料等はないが、前回の年金記録確認第三者委員会の審議結果に納得がいかないので、もう一度調べて記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に国民年金の加入手続を行い、自身で国民年金保険料を現年度納付してきたと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は48年1月31日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は制度上、保険料を納付できない期間であること、申立期間のうち制度上納付が可能な期間の保険料は、遡って過年度納付又は現年度納付することができたが、申立人は遡って保険料を過年度納付又は現年度納付した記憶はないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から上述の判断に納得できないとして再申立てがあったが、申立人からは、再申立ての内容を根拠付ける新たな資料の提出は無く、再度、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、A市B区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金保険料納付の際、手帳に押印してもらっていたと陳述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、納付記録のある昭和48年1月から同年3月までの印紙検認欄にはA市B区の

検認印が押されているが、申立期間の47年4月から同年12月までの同欄には検認印が押されていない。

これらのことを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成3年7月まで

私は、制度発足当時から国民年金に加入し、昭和40年5月の婚姻後も夫は厚生年金保険であったが、継続して集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、何年かは未納があるかもしれないが、自身又は夫が納付したのは間違いないので、8年以上も未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳を見ると、i) 昭和58年1月の欄に「58催」、同年7月の欄に「申免」、昭和58年度の摘要欄に「58. 7. 1 ⊕辞退」と記載があること、ii) 被保険者資格欄に記載されている昭和40年5月9日の任意加入資格の取得及び58年12月27日の同資格の喪失は、ともに59年2月に進達が行われていることから、申立人の婚姻に伴う強制加入から任意加入への種別変更は、40年5月の婚姻時点では行われず、58年12月頃に行われたと推認できること、iii) 上述の昭和58年12月27日の任意加入資格の喪失日は、その後、同年1月1日に訂正され、その進達が行われていることが確認できる。これらのことから、申立人の58年1月以降の国民年金保険料は、未納であったため催告が行われ、同年7月頃に付加保険料の納付辞退と免除申請が行われた結果、免除が承認されたものの、申立人が任意加入であることが判明したことにより、同年12月27日付けで任意喪失の処理がなされた上、免除は取消しとなり、同年1月以降を算定対象期間（カラ期間）とするために、同年1月1日に遡って任意加入被保険者資格を喪失させたことがうかがえ、これらの記録はA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容と符合する。



また、申立人は「時期は分からないが、公民館で行われた年金相談で10年程度空白期間があるが、保険料を2年間遡って納付できると説明され納付した記憶がある。また、いつからか集金人が来なくなったが、それについて市役所に問い合わせたり、手続を行ったたりした記憶はない。」と陳述しているところ、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間直後の平成3年8月から5年3月までの国民年金保険料を過年度納付、同年4月以降の保険料を現年度納付していることが確認でき、前述の被保険者名簿においても平成5年度の納付書が平成5年8月5日に発行されていることが確認できることから、同年頃まで、申立期間は保険料を納付することができない未加入期間のままであり、任意未加入から強制加入への種別変更は、この時点において行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であるため、具体的な納付状況等を確認することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から41年3月まで

昭和37年12月頃、集金人が自宅に来て、「国民年金は強制加入だから加入するように。」と言われたので、その集金人を介して国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間当時の国民年金保険料は、100円ぐらいだったのを記憶しており、その集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

加入当初は、国民年金手帳が無く、昭和41年頃になって、国民年金手帳を受け取った。その手帳には、被保険者の種別の「強」の所に○印があるので、申立期間の国民年金保険料は全て納付しているはずであり、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金に加入した時点において、国民年金の強制加入被保険者に該当した日まで遡って被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の払出しの状況から昭和41年10月19日以降にA市において夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和41年11月9日発行」の印が押されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の元夫が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した37年12月10日まで遡って国民年金強制加入被保険者の資格を取得していることが特殊台帳の記録により確認できる。したがって、申立人が国民年金に加入した時点にお

いて、申立期間のうち39年10月以前は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできないものと考えられる上、申立人は、過去の未納期間の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、A市で集金人制度が実施されたのは昭和38年4月からであり、申立期間のうち、一部の期間は申立人の陳述と符合しない上、申立人の元夫も申立期間の保険料は未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間は、3年4か月に及び、この間、申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする納付記録が二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年4月まで

私より先に国民年金に加入していた友人に勧められて、国民年金保険料が300円だった昭和43年又は44年頃、自宅に集金人が来た時に国民年金に加入した。

申立期間の当初の国民年金保険料は月額300円で、3か月ごとにその集金人に1,000円を支払って100円のおつりをもらっていたことを印象強く覚えている。

その時の領収書及び家計簿など納付のあかしとなる資料は何も残っていないが、納めたのは間違いないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の月額が300円だった昭和43年又は44年頃に加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は47年7月に払い出されている上、申立人が所持する同年6月発行の国民年金手帳及びA市における国民年金被保険者名簿によると、資格取得日が同年5月17日であり、被保険者の種別が任意加入被保険者である旨記載されていることが確認できることから、この時点で任意加入被保険者として加入手続が行われたものと推認され、制度上、任意加入である申立人は申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 38 か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が継続して発生することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、二つ目の会社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、老後のことも考えて、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付も受けた。申立期間以前は納付書により3か月ごとに最寄りの銀行で国民年金保険料を納付し、直前の昭和58年4月分だけは口座振替手続の関係で1か月だけ納付した。

申立期間については、当時、A銀行の私名義の口座から月額5,830円で口座振替を始め、その後、金額は上がったが、毎月、口座振替により納付した。

私が納めた場所である会社の当時の記録も調べずに未納とされているのは納得できない。必ず調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年4月に新規に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得した後、58年5月9日に申出に基づき被保険者資格を喪失した旨記載されていることが確認できる上、その内容は申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記録と一致しており、この時点で資格喪失の手続が行われたものと推認される。この場合、被保険者資格喪失後の申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料についてA銀行の申立人名義の口座から口座振替により納付したと主張しているが、B市によると、A銀行は、同市の収納代理金融機関ではなかったとしており、申立内容は当時の同市の取

扱いと一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、同年11月から11年3月までの期間の保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月及び同年5月  
② 平成8年11月から11年3月まで

私は、平成6年8月にA社を退職し、区役所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行った後、B社に就職するまで、区役所から送付されてくる国民年金台帳により国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間①が未納とされているので、納付していないか、よく調べてほしい。

また、B社を平成8年11月に退職後は、区役所から国民年金台帳が送付されてきたかどうか記憶が定かではないが、送付されてきておれば納付していたかもしれないし、区役所から送付されてくる書類には必ず目を通し、不明な点があれば区役所に問い合わせしたり、直接区役所まで相談に行っており、私の性格上、免除などの申請をしていたのではないかと思う。申立期間②が未納とされているので、納付又は免除されていないか、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社を退職後、B社に就職するまで、区役所から送付されてくる「国民年金台帳」により国民年金保険料を金融機関で納付していたと申し立てているところ、申立人のオンライン記録によると、A社を退職した平成6年9月から申立期間①直前の8年3月まで保険料を現年度で納付していることが確認できるとともに、このことから、申立人が称する「国民年金台帳」とは、当時C市が年度当初にまとめて送付していた毎月納付に係る現年度保険料の納付書綴りのことであると考えられる。



そこで、申立人にB社に勤務していた期間について、申立人の都合により直接聞き取り調査ができないため、文書で照会したところ、「はっきり覚えていないが、1996年(平成8年)4月から同年11月末までと思う。」と回答しており、同会社に就職するまで国民年金保険料を納付していたとする申立内容と符合するとともに、申立人は同年6月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を再取得していることから、申立期間①は、試用期間である可能性が高いものと考えられる上、同社からも、社員を採用後は2か月から3か月間様子を見てから厚生年金保険に加入させているとの回答を得ている。

申立期間②について、その申立内容から、申立人は、B社を退職後における「国民年金台帳(現年度保険料の納付書)」の受領の有無、及び免除申請の時期を含めた具体的な内容に関して記憶が曖昧である上、当初に申立人が社会保険事務所(当時)に提出した「国民年金保険料納付記録の照会申出書」の写しを見ると、「当時は、冬の間D県等において住み込みで仕事をしていた。」等の記載が確認できるなど、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②は2年5か月間に及び、この間、申立人の納付記録又は毎年行うものとされている免除申請及び免除承認記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人のオンライン記録によると、申立期間②直後の平成11年4月から18年6月までの免除期間について、毎年免除申請していることが具体的な申請日とともに確認できることから、申立人の区役所における免除申請の記憶は、この当時の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について納付又は免除申請していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無いと文書回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私は、昭和46年3月に会社を退職したが、今後の進路について検討していたので、すぐには国民年金に加入しなかった。しかし、時期は定かではないが、A市B区役所に国民年金に関して問い合わせると、区の職員が説明に訪れ、それ以来、区役所から年配の集金人が自宅に国民年金保険料の集金に来るようになり、2年間ぐらひは国民年金手帳が無いまま3か月ごとに保険料を納付し、領収証書を受け取っていた。

私は、当初は国民年金に国民年金手帳があるということを知らなかったが、税金の申告に行った時にその存在を知り、区役所に電話すると、現在所持している国民年金手帳を持参してくれた。その後、昭和49年5月21日に国民年金保険料を徴収に来た集金人が、私がそれまで納付していた同年3月以前の領収証書を持ち帰ってしまった。

申立期間の国民年金保険料を全て納付しているとは言わないが、国民年金に加入後は保険料を納付しているはずであるので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元妻と連番で昭和49年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に元妻と一緒に加入手続が行われたものと推定される。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料及び現年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人は、国民年金に加入後に保険料を全て納付してきたので、過去の保険料を遡って納付したこ

とも、まとめて納付した記憶もないと陳述している。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、2年間ぐらいは国民年金手帳が無いまま国民年金保険料を集金人に納付し、領収証書を受け取っていたと申し立てている一方、国民健康保険は、会社を退職後すぐに加入したが、その納付方法についてはよく覚えていないと陳述しているところ、当時区役所の集金人がこれらの保険料を徴収した際のA市における取扱いは、国民健康保険料については、申立期間を通じて領収証書を発行することになっているが、国民年金保険料の場合は、申立期間のうち、昭和48年3月まで国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、領収証書の発行は、同年4月以降であることが確認されている。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和49年度の印紙検認台紙に、申立期間直後の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年5月21日に集金人に納付したことを示す領収証書を先頭に、当該年度の領収証書が貼付されており、昭和48年度の印紙検認記録欄には、「49/4月より納付 以前未納」の記載が確認できる。これについて、申立人は、当該手帳の記載については、申立人自身が記載したものではないと陳述している上、昭和49年5月21日に集金人が持ち帰ったとする同年3月以前の領収証書は、手帳に貼付している領収証書と同じではなかったように思うと陳述しているところ、48年4月から使用が開始された当時の国民年金保険料の領収証書は、手帳に貼付された領収証書と同じ様式であることが確認されていることなどを踏まえると、申立人が納付していたとする申立期間の保険料は、国民健康保険料である可能性が考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、申立期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年12月まで

A市に居住している時に、社会保険事務所(当時)から過去の未納保険料の納付を勧める文書と納付書が届いたため、その納付書を持って、当時勤務していた会社の隣にあったA市役所に出向き、窓口で男性職員に国民年金保険料4万5,000円を一括して納付した。その際、領収印が無いとのことで、領収者・日付印の欄に日付けのサインをもらった。

ねんきん特別便を見ると、申立期間は厚生年金保険適用事業所に勤務しており、所持する納付書・領収証書から重複納付していることに気づき、社会保険事務所に問い合わせると、領収印が無いとの理由で認めてくれなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず還付してもらったことはないので調査していただき、重複納付した期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、昭和35年10月頃に払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の所持する納付書・領収証書を見ると、その対象期間は昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年9月から44年12月までの期間とされ、国民年金保険料額は4万5,000円と記載されており、領収印は見当たらない上、3枚複写全てが残っているものの、特殊台帳を見ると、上記期間のうち、申立期間を除いた36年4月から39年3月までの期間及び同年9月から

42年9月までの期間の保険料は、第1回特例納付制度を利用して納付した事跡が確認できる。

さらに、当該納付書・領収証書の領収者・日付印欄を見ると、手書きで「S47.6.30」と記載されており、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿記載の納付年月日と一致していることから、この記載は行政側によって行われたものと考えるのが相当である。

これらのことから、当該納付書・領収証書に記載されている期間のうち、申立期間を除いた期間のみが納付済みとされていることは不自然である。

加えて、A市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料は、47年6月30日に特例納付されていることが確認できるところ、40年4月から42年3月までの保険料については、納付日の記載は見当たらず、同年4月から同年9月までの保険料については、同じく納付日の記載は見当たらない上、現年度納付として記載されており、同一日に特例納付されたと考えられるにもかかわらず、納付日並びに現年度及び過年度納付の区別が的確に記載されておらず、不自然な記録となっている。

このほか、申立人は、特例納付保険料をA市役所で納付したと申し立てているところ、市役所では、特例納付保険料を収納しないのが通例であるが、日本年金機構C事務センターでは、当時、D県内では特例納付保険料収納のために、社会保険事務所の職員が市役所に出向き、特設の場所で収納を行っていたと回答しており、申立内容と符合する。

これらのことを踏まえると、申立人主張のとおり、自宅に送付された納付書・領収証書により、申立期間を含む昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年9月から44年12月までの期間の国民年金保険料について、一括して市役所窓口で特例納付を行ったとする陳述に不自然な点は認められず、申立期間の保険料納付が記録に適切に反映されなかった可能性が否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたと認められる。

しかし、当該期間については、厚生年金保険被保険者期間となっていることから、申立期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から47年3月まで

国民年金の加入については、自分自身で手続を行った記憶はなく、昭和39年5月頃に、住み込み先の主人がA市B区役所で手続を行ってくれたと思う。

申立期間のうち、昭和39年5月から42年4月頃までの国民年金保険料については、当時、勤めていた店に来ていた集金人へ納付しており、保険料として300円を納付すると、3センチから4センチ角の白い紙にスタンプを押され、帳面に貼っておくように言われた記憶がある。

その後、昭和47年3月頃までの期間は、他の店に住み込みで勤めていたが、国民年金保険料の納付についてははっきりと覚えていないが、たぶん集金人へ納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和47年1月5日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、39年5月から43年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、44年1月から46年3月までの保険料は過年度保険料となり集金人に納付することはできない上、申立人は、保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

さらに、その後の転居先であるD市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、国民年金保険料の納付の事跡が確認できるのは、昭和47年4月以降であり、オンライン記録とも符合しており、不自然な点はなく、また、特殊台帳の住所履歴を見ても、国民年金手帳記号番号の払出時の居住地であるC市以降の記録しか確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月から42年4月頃までの国民年金保険料について、集金人から3センチから4センチ角の白い紙にスタンプを押してもらっていたとしているが、当時のA市における保険料収納方法は国民年金手帳への印紙検認印方式が通例となっており、申立人の陳述内容は当時の制度状況と符合しない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年11月まで

同じ社宅に住んでいた知人から、国民年金の加入を勧められたので、時期は定かではないが、その知人と同時期に、区役所へ出向き、自分で加入手続を行ったと思う。

また、私自身も同じ社宅に住んでいた別の知人に国民年金の加入を勧めたことも記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、具体的なことは覚えていないが、納付記録が残っている昭和44年12月よりずっと前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していると思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年12月26日を国民年金任意加入被保険者資格取得日として、同日に払い出されており、申立期間は、国民年金任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、知人からの勧めにより国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張するのみで、加入手続時期等の具体的な陳述は得られず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当



たらない。

加えて、申立期間は8年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 48 年 4 月まで  
② 昭和 48 年 4 月 26 日から 50 年 4 月 20 日まで  
③ 昭和 50 年 7 月 21 日から 51 年 3 月 15 日まで

ねんきん定期便により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことを知った。申立期間①はA社で、申立期間②及び③はB社で勤務し、両社において健康保険被保険者証をもらった覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は昭和 62 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員は、「申立期間当時、A社では人の出入りが激しかったので、入社してすぐには厚生年金保険に加入させてくれなかった。私も入社後 1 年から 2 年して厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、同人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を比較すると、雇用保険加入後の 1 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間中に被保険者資格を取得している別の元従業員は、「A社には昭和 45 年ぐらいから約 8 年間勤務した。」と陳述しているところ、同人の雇用保険の資格取得日は昭和 45 年 2 月であるが、厚生年金保険の資格の取得はそれから 3 年後の 48 年 1 月であることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、雇用保険と厚生年金保険の

資格取得手続を同時には行っておらず、必ずしも全ての従業員を入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②及び③については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、B社は、昭和36年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社は、「申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、従業員から保険料も控除していない。」としている。

また、B社において、昭和35年11月14日に被保険者資格を喪失している元従業員は、「B社には昭和42年まで勤務していたが、保険料を控除されていたのは34年頃までだった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9725（事案 4305 及び 5909 の再々申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、申立期間当時に控除されていた保険料額を確認できない等として、申立ては認められなかった。

次に、当時の事業主の証言を考慮して再審議してほしいと、再度申し立てたが、当該証言は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

今回は、以下の点を考慮して再審議してほしい。

- ① 申立期間当時は、家賃が14万円、二人の子どもは学生で、母に仕送りもしていた時期であり、記録されている標準報酬月額のような10万円から6万円前後までの収入で生活ができたはずがない。
- ② 当時の事業主も、「社員の生活を脅かすような、常識では考えられない給与の引き下げをしたことはない。」と証言しているのだから、申立期間における標準報酬月額の引き下げは事実には即していない。
- ③ 標準報酬月額を最高額である53万円から15万円に、さらに9万8,000円へと大幅に引き下げる時には、社会保険事務所は、会社に各種の確認書類を提出させ、十分な調査、チェックをしなければならないはずであるが、社会保険事務所には関係書類が保管されていない。一方、新聞等では、年金記録の訂正基準は大幅に緩和され、立証責任も国側にあると報道されている。したがって、社会保険事務所に当時の書類が保管されていないのなら、適正な処理が行われたのかどうか分からないの

だから、記録は訂正されるべきである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、ii) A社は平成10年に破産しており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間に申立人が控除されていた保険料額を確認できない、iii) 社会保険事務所の記録から、A社が平成5年4月から保険料を滞納していたことが確認でき、申立期間には他の従業員についても標準報酬月額を引き下げ改定が行われていることから、同社は申立人についても標準報酬月額を引き下げ改定の届出を行ったことが考えられる、iv) 申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 「申立人の申立期間の給与を急激に引き下げたことはなく、また、低い標準報酬月額の届出に関する指示も行っていない。」とする当時の事業主の証言は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、さらに、当該内容を確認できる関連資料は無く、うかがわせる周辺事情も見当たらない、ii) そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てにおいて、申立人の希望に基づいて行われた口頭意見陳述で、申立人は、上記申立内容に加え、国の記録管理に対する強い不信感と、申立人が事実と相違すると主張する標準報酬月額の改定が自身のあずかり知らないところで行われており、自分は被害者であるとの主張を強く訴えた。

しかし、改めてオンライン記録を確認しても、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない上、上記申立内容から、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認することもできない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づくあっせんの対象となる事案は、同法第1条第1項に基づき、第三者委員会による調査審議の結果、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していた事実があるにもかかわらず、当該被保険者の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合が対象とされており、本申立てについては、特例法に基づくあっせんを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から 61 年 2 月まで  
② 昭和 61 年 3 月から平成 12 年 2 月まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①はB社で、申立期間②はA社で、それぞれ代表取締役として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社に係る商業登記及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間に同社で代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、商業登記の記録によると、B社は平成9年に解散しており、申立期間当時の事業主である申立人も保険料控除を確認できる関連資料を保管していないほか、申立人が、同社で社会保険の手続を担当していたとする申立人の元妻は、「当時のことは記憶にない。」と陳述しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与事務担当者を含む元従業員3人の名前を記憶しているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することもできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

申立期間②については、A社に係る商業登記及び雇用保険の記録から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間同時に同社で代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人保管の、申立期間の一部である平成6年3月1日から7年2月28日までの期間、同年3月1日から8年2月29日までの期間及び11年3月1日から12年2月28日までの期間に係るA社の総勘定元帳を見ると、国民年金保険料及び国民健康保険料が計上されていることが確認できるが、厚生年金保険料の記載は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人の住所地であるC市は、「申立人は、当市に転入した平成9年5月30日から現在に至るまで、国民健康保険に加入している。」としている。

また、申立人が、申立期間中の平成7年頃から1年間ぐらい社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「私が勤務していたときは、A社は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人が、上記元従業員の前任者であり、平成7年頃まで社会保険事務を担当していたとする者は連絡先不明であるほか、申立人が9年頃に税務関係を委託していたとする事務所は、「関連資料は既に破棄しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」としているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

加えて、申立人提出の平成9年分の給与所得の源泉徴収票を見ると、社会保険料等の金額欄に「622,403円」の記載が確認できるところ、申立人は同年に係る総勘定元帳を保管していないため当該額の内訳は不明であるものの、申立人は同年に国民年金及び国民健康保険に加入していること、及び同年に近い期間に係る前述の総勘定元帳の内容から判断すると、当該額は国民年金保険料及び国民健康保険料であり、厚生年金保険料を含まないと考えるのが自然である。

また、申立人は、「A社設立時には、求人誌に求人情報を社会保険完備として掲載したので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、当時の求人誌を見ると、同社が各種社会保険完備として従業員を募集していることが確認できるものの、当該求人誌を発行したD社は、「求人情報は、事業主からの聴き取りに基づき掲載する。本当に社会保険が完備されているかどうかについて公的機関に確認することまでは行っていない。」としていることから、当該求人誌の掲載内容をもって同社及び申立人が厚生年金保険に加入していたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 12 月まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務し、C業務などに従事していた。入社後の1年後に、妻が私の健康保険被保険者証を使って、D病院で受診したことも記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の申立期間当時の事業主は、「申立人は、A社の従業員として当社に勤務したことはない。時期ははっきりしないが、当社の子会社であったE社という事業所の代表取締役として勤務していた。」と陳述しているところ、E社に係る商業登記の記録を見ると、同社は申立期間中の昭和58年11月に設立され、申立人が代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している元従業員二人も、「正確な時期は不明であるが、申立期間当時、申立人は、A社の子会社であったE社の代表取締役として、A社のフロア内で勤務していた。」と陳述している。

これらのことから判断すると、時期は特定できないものの、申立期間当時、申立人が、A社の子会社であったE社で、同社の代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。



また、前述のA社の申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、A社の従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた。しかし、申立人は、E社の代表取締役という位置付けであって、A社の従業員ではなかったため、当社で厚生年金保険に加入させた記憶はない。」と陳述している。

さらに、B社は、「関連資料が残っていないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」としている。

なお、申立人は、「入社1年後に、妻が私の健康保険被保険者証を使って、D病院で受診した。」と陳述しているが、受診した歯科医院を記憶しておらず、また、D病院は、申立期間当時の診療録が残っていないと回答しているため、申立人の妻が使用したとする申立人の健康保険被保険者証の種類等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 26 日から 28 年 9 月 10 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB業務担当として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 27 年 10 月 26 日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 20 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、申立人と同じB業務担当として入社したとする元従業員の一人は、「申立期間当時、A社では、従業員を入社後 1 年ほど経過してから本採用とし、厚生年金保険に加入させていた。私自身も、入社後の 17 か月後に厚生年金保険に加入している。それまでは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述しており、オンライン記録を見ても、同人は、自身が記憶する入社日の約 17 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで  
年金事務所に父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、徴用によりA社(現在は、B社)で勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の子が主張のA社C工場の所在地は、同僚の陳述及びB社発行の社史の内容と符合しているものの、同社は、「申立期間当時の資料は、空襲により焼失した。」と回答しているほか、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚35人のうち、回答が得られた者からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

また、回答が得られた上記の同僚のうち複数の者は、「A社では、入社後すぐに身体検査及び訓練があったが、その結果によって厚生年金保険に加入させなかった者がいたように思う。」旨を陳述していることから判断すると、A社では、必ずしも徴用された全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで  
社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答をもらった。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、当時の事業主及び役員はいずれも所在が不明であるほか、申立人の妻は、申立人の同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月28日から25年3月頃まで

私は、昭和21年11月29日にA社（現在は、B社）に入社してから1年半程度、C部署で勤務した後、D部署に異動となり、25年3月頃に同社を退職するまで継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和23年2月28日となっているため、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年11月29日にA社に入社し、25年3月頃まで継続して勤務したと申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立人に係る人事記録等は保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚34人を抽出して調査したところ、申立人と同じく昭和21年11月29日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人とは同じ時期に入社したが、申立人がD部署に異動したこと、及び申立人の退職時期についての記憶はない。」と陳述しているほか、ほかの同僚からも申立人の退職時期及び申立期間における在籍並びに厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、B社は、「当社が保管する申立期間当時の社会保険台帳には、A社

における社会保険の適用状況が記録されているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和23年2月28日となっている。仮に、当該資格を喪失した理由が異動によるものであれば、同日付けで被保険者資格を再取得させる手続を行っているはずであるが、申立人の被保険者資格を再取得させた記録は見当たらない。」旨回答しているほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9732 (事案 3232 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 26 日から 42 年 1 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、記録訂正は認められなかった。

しかし、前回の審議結果には納得できないので、再度調査及び審議を行い、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、申立人がA社で勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人から提出された給与支払明細書は加入記録の有る昭和 42 年 12 月当時のものと符合すること、ii) 申立人同様、B社及びA社の双方に記録の有る同僚についても申立人と同じ期間について厚生年金保険に未加入となっていること、iii) 同社では、入社後3か月程度の厚生年金保険に加入させない試用期間があったとする同僚の陳述があること、iv) 雇用保険と厚生年金保険の加入記録は符合していることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことまではうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述の給与支払明細書は昭和 41 年 12 月のものであり、また、試用期間は無かったので、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していたと重ねて主張している。

そこで、申立人から提出された給与支払明細書について、再度検証したところ、厚生年金保険料控除額(1,072円)は、標準報酬月額3万9,000円に相当

する額であることが確認できる。一方、オンライン記録によると、申立人のA社での資格取得時（昭和42年1月10日）の標準報酬月額が3万6,000円であり、昭和42年10月から3万9,000円に引き上げられている。仮に、当該明細書が申立人の主張どおり41年12月のものであるとすると、申立人の給与は、入社1か月後に減額されたこととなる。また、オンライン記録上、42年12月の標準報酬月額が3万9,000円であることを踏まえると、当該明細書は、同年12月のものであると考えるのが自然である。

さらに、A社における試用期間については、今回、新たに複数の元従業員に照会したところ、自分には試用期間は無かったとする陳述が得られたものの、当該事実のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

加えて、今回、新たに、A社において、申立人とほぼ同時期（昭和40年10月から42年3月まで）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員のうち5人について、同社における雇用保険の記録を調査したところ、5人全員が、申立人と同様に、両保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 12 日から 57 年 5 月 15 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が雇用保険被保険者離職票に記載されている賃金額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を離職した際に交付された雇用保険被保険者離職票に記載されている離職日以前1年間の賃金額に比較して、申立期間の標準報酬月額が低額であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の連絡先も不明であるため、申立人が申立期間に、その主張する給与支給額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和56年7月の随時改定において15万円に改定されており、これ以降に随時改定が行われるのは、固定的賃金に変動が有り、継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた時である。したがって、申立人の場合、継続した3か月の報酬の平均月額が16万5,000円以上となった場合に随時改定が行われるところ、前述の離職票に記載されている賃金額を見ると、同年9月から同年11月までの平均月額(16万6,178円)のみが随時改定の対象となるものの、その要件となる固定的賃金の変動が有ったことは確認できず、申立人がオンライン記録の標準報酬月額(15万円)に相当する額を上回る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことも確認できない。

また、申立人から提出された前述の離職票には、昭和 56 年 6 月以降に支給された賃金額しか記載されておらず、申立期間のうち、55 年 12 月から 56 年 5 月までに支給された賃金額及び給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない上、記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から平成 8 年 12 月まで

私は、昭和 48 年から A 社を経営し、49 年 1 月から平成 8 年 12 月に会社が倒産するまでの間、厚生年金保険に加入していたが、当該期間について加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録及び申立人の陳述から、申立人が申立期間に A 社の代表取締役として同社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、「申立期間に係る社会保険の手続及び保険料納付等は、顧問税理士及び事務員に一切を任せていた。関連資料も保管していない。」旨陳述している上、当該顧問税理士及び事務員の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から平成 18 年 6 月までの期間について、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間を除き、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、56 年 1 月 17 日から平成 9 年 10 月 26 日までの期間は、国民健康保険に加入していることが B 市役所の記録により確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月30日から28年6月30日まで

私は、A社に約一年間勤務し、昭和28年6月30日に同社を退職したが、年金事務所の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録は、27年7月1日から同年8月30日までとされている。納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和27年8月30日から28年6月30日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚は、「申立人は、A社に入社後、3か月程度のC業務を経て、B業務を担当していた。同社では、B業務に就くことで正式な社員として認めもらえるが、申立人は同業務に就いてすぐに退職した。」旨陳述している。

一方、申立人も、「A社に入社後、3か月程度のC業務を経て、B業務を担当するようになってすぐに給与が上がったが、その直後に退職した。同社に入社した時期は夏の暑い頃ではなかった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月に標準報酬月額が増額改定され、同年8月30日に資格を喪失していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、A社に入社後、C業務を担当していた期間においては、厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、B業務を担当する

ようになってから、資格を取得したものの、その後すぐに同社を退職し、資格を喪失したことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社を退職した後、1か月ないし2か月間、郷里で過ごしてからD社に勤務した。」と陳述しているところ、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和28年7月1日となっていることを踏まえると、A社において同年6月30日まで勤務していたことは認められない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月26日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社に勤務したのは昭和59年1月25日までだが、同年1月の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の昭和59年1月の給与支払明細書(写し)及び保険料は当月控除であったとする同社の回答から判断すると、申立人は、同社を退職した同年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

しかし、雇用保険の記録を見ると、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した前日の昭和59年1月25日であることが確認できる上、同社から提出のあった申立人の退職願の日付、社員台帳の退社日及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(控)の資格喪失日は、いずれも同年1月25日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できることから、申立人は、同日に同社を退職したと推認され、申立人が申立期間に勤務したことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に加入記録のある被保険者20人を抽出し、申立人の申立期間における勤務状況について照会したところ、回答のあった9人全員が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態を確認することができなかった。

さらに、厚生年金保険法第 19 条には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和 59 年 1 月 26 日であり、申立人の主張する同年 1 月は、厚生年金保険被保険者期間とはならない。

なお、A 社は、昭和 59 年 1 月の保険料控除について、「当社の給料日は毎月 25 日であるが、申立人は、給料日当日に退職願を提出したものと考えられることから、その時点で保険料を控除しないようにするのは不可能であったと考えられる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9737

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C 県に所在した「A 店」に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を得た。申立期間は、同店に住み込み、大学の受験勉強をしながら勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 県に所在した「A 店」に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、C 県及びその近隣地域において「A 店」という名称の厚生年金保険適用事業所の記録は無く、管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は「A 店は、B 社の系列店であった。」としていることから、B 社に照会したものの、「直営店でない系列店については登録（記録）が無く、50 年も前のことなどから不明である。」と回答しており、「A 店」について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、「A 店」の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の同事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月20日から31年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和26年10月30日から28年4月30日まで勤務した後、一度退職し、同年7月20日に再就職し、31年6月30日まで糸の糊<sup>のり</sup>付けの業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたと陳述している。

しかし、A社は、昭和34年1月1日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、同僚として二人の名前を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、一人は同社において厚生年金保険被保険者記録が無く、もう一人は申立期間当時に被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しているため当時の事情を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚10人を抽出し、所在の判明した3人に照会し、2人から回答が得られたものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立人は「申立期間当時、A社には常時40人以上の従業員がおり、随時、採用も行われていた。」旨陳述しているところ、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は10人であることから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかが

える。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立期間と重なる昭和 26 年 12 月 10 日から 33 年 1 月 14 日 (A 社における最後の被保険者の資格取得日) までの約 6 年間に於いては、資格を取得している者が 1 人もおらず、被保険者数も 10 人から 6 人に減少し、34 年 1 月 1 日には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月16日から28年6月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務していた昭和22年5月16日から30年1月20日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。私は、同社入社から退社まで同支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった労働者名簿及び同僚等の陳述により、申立人は、申立期間を含む昭和22年5月16日から30年1月20日までの期間にA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたA社C支店は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないことから、申立人が昭和28年6月21日に資格を取得している同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録の有る51人を抽出し、所在の判明した17人に照会、15人から回答を得たところ、複数の同僚は、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、申立人は、自身と同じくA社C支店で採用された先輩として二人の同僚の名前を挙げているところ、いずれも既に死亡していることから、事情照会が行えなかったものの、同社本社に係る前述の被保険者名簿を見ると、当該先輩二人は、申立人と同様に昭和28年6月に資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、A社においては、申立人及び上記先輩2人を含む合計6人に対し、同一日に、連番で厚生年金保険手

帳記号番号が払い出されているところ、そのうちの回答の得られた同僚からは、「自身は、昭和 23 年 4 月に A 社 D 支店に採用されたが、厚生年金保険の加入は 28 年で、それまでは厚生年金保険料も控除されていなかったことを承知している。同社 C 支店も自身が勤務していた同社 D 支店と同様の取扱いではなかったのか。」旨の陳述があった。

一方、昭和 27 年に A 社本社で採用され、翌 28 年に同社 C 支店に異動したとする同僚は、「本社採用時に、厚生年金保険にも同時に加入した。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同人が記憶する入社日と同時期の 27 年 7 月 12 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上述の同僚照会で回答を得た 15 人のうち、A 社 D 支店採用で昭和 28 年に資格を取得した上記同僚を除く 14 人は、いずれも同社本社採用で、自身が記憶する入社日と資格取得日は符合する旨陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A 社においては、厚生年金保険の加入について、同社本社で採用した従業員は、入社と同時に資格を取得させたものの、申立人を含む同社本社以外で採用した従業員は、入社後直ちには加入させず、昭和 28 年 6 月付けで、同社本社において、まとめて資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月5日から同年11月5日まで  
② 昭和25年12月1日から26年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和58年8月31日付けのB社会保険事務所(当時)が発行した「厚生年金保険被保険者期間について(回答)」によると、申立期間①の20年9月5日から申立期間②の26年12月1日までが被保険者期間であると回答しているのに納得できない。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人提出の昭和58年8月31日付けB社会保険事務所発行の「厚生年金保険被保険者期間について(回答)」(写し)を見ると、申立人主張のとおり、A社において、20年9月5日に資格を取得、26年12月1日に資格を喪失と記載されていることが確認できる。

しかしながら、入社日に関し、A社提出の社員名簿では、C業務従事者として昭和20年10月22日に入社したと記録されているのに対し、当時、同社が作成し管理していた「厚生年金健康保険被保険者台帳」並びに厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の被保険者資格の取得日は、いずれもこれと異なる同年11月5日と記録されている。このように、それぞれ異なった日となっていることについて、同社は、「当時の資料が無く、見習の社会保険上の取扱い及び試用期間の有無を含めすべて不明。」と回答している。

また、資格取得日に申立人に付番された厚生年金保険被保険者記号番号を調

査したところ、当該記号番号は、昭和 20 年 11 月 5 日を資格取得日として、21 年 8 月 26 日に申立事業所の健康保険組合からの一括申請により他の被保険者 7,600 人と一緒に払い出されていることが厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号索引票から確認できる。

さらに、退職日については、A 社提出の上記社員名簿の記録によると、申立人は、昭和 25 年 11 月 30 日に家事都合により退職し、その際に退職金も支給されたことが確認でき、この記録は、同社提出の退職者索引簿の記録（申立人の退職日は昭和 25 年 11 月 30 日と記載）及び当時同社が管理していた上記被保険者台帳の記録とも一致している上、申立人に係るオンラインの資格喪失日の記録とも一致している。

加えて、A 社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある 64 人を抽出し、所在の判明した 8 人に事情照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

一方、申立人は、昭和 55 年 7 月 2 日付け A 社人事部長発行の「職歴書」（写し）を提出し、退職日は同職歴書に記載されている「昭和 26 年 12 月 1 日」である旨を主張しているものの、当該職歴書はコピーされたものである上に、同日付けのものが 2 通存在し、退職日がそれぞれ異なった日となっていることから、申立人及び同社に確認したものの、申立人は原本の交付は受けていないとし、同社も資料が保存されていないため不明と回答していることから、その記載内容を確認することはできなかった。

次に、申立人提出の昭和 58 年 8 月 31 日付け B 社会保険事務所発行の上記「厚生年金保険被保険者期間について（回答）」（写し）を見ると、資格取得日欄には昭和 20 年 9 月 5 日、資格喪失日欄には 26 年 12 月 1 日とあり、その場合の被保険者月数は 75 か月となるべきところ、月数欄は「61 月」と記録されていることから、原本確認を試みたものの、申立人は原本の交付は受けていないとし、また、年金事務所は、「当時、どのような調査に基づき当該回答票が作成されたのかは不明であるが、今回、事業所の社員名簿、払出簿及び被保険者原票等を調査した限りでは、オンライン記録どおりの記録しか確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人主張の氏名を含め、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 15 日から 46 年 2 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱 B 地域」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 46 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給決定報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から32年10月29日まで  
② 昭和32年11月1日から36年2月16日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年3月13日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「36. 3. 13 回答済」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の同年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後の申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間の番号と別番号であり、申立期間に係る脱退手当金を受給したために別の被保険者台帳記号番号が払い出された可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに当該申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで  
② 平成元年 5 月 1 日から 14 年 11 月 9 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社に B 業務従事者として勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際の振込支給額よりも低額となっており、B 業務を対象に支給されていた手当分が標準報酬月額に反映されていないと思う。

申立期間のうち、平成 12 年 5 月以降の振込額が確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の振込額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、「A 社では、B 業務を対象に支給されていた金額を含めた額を振込支給されていたが、B 業務を対象とする支給額が報酬月額に算入されなかった結果、標準報酬月額が低くなっている。当該支給額を報酬月額に算入しなかったことは、同社の事務処理過誤である。」旨陳述しているところ、申立期間②のうち、平成 13 年 11 月から 14 年 10 月までの期間について、申立人提出の「普通預金等取引明細」において確認できる A 社からの振込額は、同社提出の当該期間に係る申立人の給与支給明細書(控)において確認できる差引支給額を上回っている。また、申立期間②のうち、12 年 7 月から 13 年 12 月までの

期間、14年6月から同年8月までの期間及び同年10月について、上記「普通預金等取引明細」において確認できる同社からの振込額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

しかし、A社の事業主は、同社の賃金規則及びB業務運行旅費規定を提出の上、「当社は、B業務を対象とする支給額を給料と一緒に振り込んでいるが、当該支給分は、当社のB業務運行旅費規定の定めに基づくものであり、当社の賃金規則において賃金として定めておらず、経理上も旅費交通費で処理しているので、被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額に算入していない。」旨陳述しており、オンライン記録において確認できる平成14年10月1日の定時決定（平成14年5月から同年7月までの期間の報酬月額の平均額に基づき算定）による申立人の標準報酬月額は、同社が提出した上記の申立人に係る給与支払明細書（控）において確認できる同年5月から同年7月までの期間の総支給額に申立人に係る同社退職後の雇用保険受給資格者証で確認できる賃金日額から推定した通勤手当額を加えた総額の平均額に基づく標準報酬月額と一致している。

また、A社の事業主は、「当社は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を従業員の給与から控除している。」旨陳述しているところ、同社提出の申立期間②のうち、平成13年11月から14年10月までの期間に係る申立人の給与支給明細書（控）において確認できる厚生年金保険料控除額は、当該期間に係る申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間①又は②に同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「B業務手当は、賃金ではなく旅費と認識している。自身のA社における年金記録は、標準報酬月額に係る記録を含めて間違いはないと思う。」旨陳述している上、当該同僚の一人が提出した平成12年1月から同年12月までの期間に係る自身の給料等を記録したとする資料において確認できる厚生年金保険料控除額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②のうち、平成元年5月から13年10月までの期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も、当該期間に係る賃金台帳等の資料は廃棄済みとしていることから、当該申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間①及び②に係る申立人の標準報酬月額の減額及び訂正処理等の不自然な処理が行われた形跡は認められない上、同社が加入するC厚生年金基金における申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、年金事務所の記録と一致している。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9744 (事案 5418 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 35 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

今回、特段の新たな事情はないが、申立期間にA社で勤務していたことは間違いなく、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) A社は、昭和 39 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る複数の同僚(申立人と同じB業務従事者)の陳述から、当時、同社では、必ずしも、従業員全員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、iii) 申立人が同社で主にB業務運送に従事していた期間については、他のB業務従事者とは異なった働き方をしていたため、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格取得手続を行わなかったことがうかがえること、iv) 当該被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られないことなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 29 日付けで年金

記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社で勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたと改めて主張している。

しかし、再申立てに当たり、申立人から、特段の新たな事情は示されていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から 27 年 10 月まで  
② 昭和 28 年 3 月から 30 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社C支店に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には、昭和 26 年 5 月から 27 年 10 月まで経理事務担当の正社員として勤務し、また、B社C支店には、28 年 3 月から 30 年 8 月まで事務職の正社員として勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、事業所整理記号簿において、申立人がA社の所在地であったとする場所に、D社が所在したことが確認できるところ、同社の商業登記に係る記録によると、同社の事業目的はE業種であることが確認できることから、同社は、申立人が勤務したとするA社を運営していたことがうかがえるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和 26 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない上、同名簿に申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、D社の元事業主及び元役員は既に死亡しているほか、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した一人に照会を行ったものの、

回答が得られなかったため、元事業主及び元従業員から、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、B社C支店並びにその近辺に所在した同社F支店、同社G支店、同社H支店及び同社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれかにおいて、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した9人に照会したところ、5人から回答があり、このうちの1人（B社F支店で昭和30年4月1日に被保険者資格を取得し、33年1月1日に被保険者資格を喪失。）は、「当時、申立人と同姓の30歳ぐらいの女性が、集金したお金の受付業務をしていたことを記憶している。」と陳述しているものの、申立人は、「B社での具体的な仕事内容を覚えていない。」と陳述しているため、同人の陳述からは、申立人の勤務実態を確認できず、その他の4人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述している。

また、B社の事業を承継するJ社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態等は不明である。」と陳述しているため、同社からも、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、K健康保険組合は、申立期間当時の資料を保管していないため、同健康保険組合から、申立人の勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 4 月から 47 年 6 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立期間の一部について、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の元事業主は、既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、上記の同僚は、「A社は個人事業所であり、従業員数は、多いときで4人であった。また、同社は、厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除も無かった。当時、自身は、国民年金に加入していた。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が記憶する同僚3人のうち、上記の1人を除く2人は所在不明であるため、両人から、申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月20日から31年3月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A地区内にあった同社が合併により名称変更したB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和26年から39年まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の職場の親睦会写真により、申立人が申立期間もB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和31年3月10日であり、申立期間は適用事業所ではなく、また、申立期間の直前に申立人の被保険者記録が有るC社は、申立人が資格を喪失した日と同日の29年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社も申立期間は適用事業所ではない。

さらに、上記のB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社で申立人と同日に資格を喪失している元従業員100人のうち、B社で申立人と同日に資格を取得している者は49人であるが、これらの者はいずれも、オンライン記録において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、上記のB社で申立人と同日に資格を取得している元従業員49人から28人を抽出し、このうち所在が判明し聴取することができた9人は、いずれも、「申立期間に厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からない。」と

陳述している。

また、B社は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。